

「小矢部市市民意見募集要綱」の考え方

【考え方】

一般的に共通の呼び方として「パブリック・コメント」が認知されつつありますが、最近は、日本語表現の自治体もあり、当市では日本語の表現が望ましいと考え、「市民意見募集」の表現としました。他に「市民意見公募」、「市民意見提出」、などの表現が考えられます。参考に、富山県では「募集」、国は「公募」が採用されております。

（目的）

第1条 この要綱は、小矢部市市民意見募集の手続に関して必要な事項を定めることにより、市の重要な政策の意思決定過程において、市の説明責任を果たし、市民の市政への参画による協働のまちづくりと公正で一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

【考え方】

- 1 この手続の直接の目的としては「市の重要な政策の意思決定過程において、市の説明責任を果たす」であり、市の基本的な計画等の意思決定の前に市の案を公表し、その案に対する意見とその意見に対する市の考え方を公表する手続をとることにより、市の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、また、説明責任を果たそうとするものです。
具体的には、条例案や議会の議決を要するものは議会提案前に、議決を要しないものについては実施機関の意志決定前に、この手続を実施しようとするものです。
- 2 「小矢部市行財政改革大綱」が策定され、「市民と行政との新しい協働関係の構築」を基本目標としていることから、「市民の市政への参画による協働のまちづくりと公正で一層開かれた市政の推進に寄与する」とするものです。
- 3 この手続は、市の基本的な計画等の意思決定前に、市民等から意見をいただき、その内容を考慮して最終的な意思決定を行うもので、賛成・反対の意見の多数によって意思決定の方向を判断するものではないことから、この手続においては、多数意見も少数意見も1つの意見として扱うものです。

（定義）

第2条 この要綱において「市民意見募集手続」（以下「募集手続」という。）とは、市が基本的な政策等を立案する過程において、立案の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、公表したものに対する市民等からの意見の提出を受け、提出された意見を考慮して政策等の意思決定を行うとともに、提出された意見及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

- 2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、

公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

【考え方】

- 1 平成11年からの国における「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(パブリック・コメント手続)」の実施以来、一般的に行政機関では「パブリック・コメント手続」の呼称が定着していますが、市民にわかりやすくという観点から、「小矢部市市民意見募集手続」という表現を使用するものです。
- 2 「実施機関」とは、この手続を実施する市の機関をいいます。
 - (1) 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、及び農業委員会の7つの機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づいてそれぞれ独自の所掌事務の管理及び執行権限を有している執行機関です。
 - (2) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を受ける、水道事業については事業管理者を設置していないことから「市長」に含めることとします。
 - (3) 消防組織法(昭和22年法律第226号)に基づき消防本部の事務を統括する「消防長」も、実施機関とします。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対して納税義務を有するもの
- (6) 手続に係る政策等に利害関係を有するもの

【考え方】

- 1 「市民等」とは、市民との協働による開かれた市政の推進を目的としているので、市民を中心に掲げていますが、「市民等」の「等」とは、在勤、在学、公表案に利害関係を有するものを指しており、公正で開かれた市政の推進を図る目的から説明責任等を負うものと考えます。基本的に意見や情報を提出する意思のあるものであれば、誰でもよいという考えで、「情報公開条例」第5条(公開を請求できるもの)と整合性を図ったものです。ただ、公表において、利害関係を有するものについては、利害関係を完全に把握することは難しく、周知が徹底しにくい面はありますが、意見を提出できることとしています。

(対象)

第3条 募集手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)は、

次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画や各行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
- (2) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【考え方】

1 具体的な案件がこの要綱の対象であるか否かは、意思決定を行う実施機関が、この要綱の趣旨に基づいて判断し、また、その判断の説明責任を負うこととします。

- (1) 第1号に該当する計画とは、将来の市の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画や各部課等における施策の基本方針等を定める計画等のことをいい、構想、計画、指針等の名称は問いません。「基本構想」「基本計画」「老人保健福祉計画」「子育て支援計画」などが挙げられます。

なお、国及び県の計画等との整合を図るため、策定に関して市の裁量の余地が少ないものは、含みません。また、特定の地域を対象とする計画、個々の施設の整備計画、イベントの実施計画など個別の事業実施計画的なものは、対象とならないものです。

- (2) 「市の基本的な制度を定める条例」とは、「行政手続条例」や「情報公開条例」のように市政全般についての基本理念、基本方針、市政を推進する上で共通の制度を定めるものをいいます。
- (3) 普通地方公共団体が市民に義務を課し、又は権利を制限する場合は、地方自治法第14条第2項の規定により、条例によることとされており、本制度の対象としています。行政内部にのみ適用される部課設置条例などの条例等については、この手続の対象としては定めていません。
- (4) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収については、地方自治法第74条においても直接請求の対象とされていないことから、同法規定の趣旨に準じ、この要綱においても、この手続の対象には定めておりません。

（対象外）

第4条 前条各号に掲げる事項のうち、次のいずれかに該当するものは、募集手続を行わないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの及び改廃の内容が軽微なもの
- (2) 法令等の規定に基づき、意見聴取を行うもの
- (3) この要綱に準じる手続又は募集手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行うもの

- (4) 政策等の策定に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提案するもの

【考え方】

- 1 「迅速性又は緊急性を要する場合」とは、本制度を適用した場合、事務処理に係る時間の経過等により、その効果が損なわれるなどの理由で本手続を経るとまがない場合をいいます。
- 2 法令等の規定や、審議会等（附属機関等）により、公告、縦覧や意見提出、公聴会開催等の手続が定められているものや、手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行うもの等については、費用対効果や効率性の観点から、この手続の対象としては定めていません。
- 3 法令等の規定があるものや、国及び県の計画等との整合を図るため、策定に関して市の裁量の余地が少ないもの等は、この要綱に定める手続を経ないこととします。
- 4 直接請求により提出された条例案は、地方自治法第74条第3項の規定により、市長が修正することができないため、この手続の対象としては定めていません。

（公表）

- 第5条 実施機関は、政策等の策定を行おうとするときは、当該政策等の策定の最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、市ホームページへの掲載その他実施機関が必要と認める方法により政策等の案を公表するものとする。
- 2 実施機関は前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。
 - (1) 政策等の案の趣旨、目的及び背景
 - (2) 政策等の案を立案した際に整理した実施機関の考え方及び論点
 - (3) 市民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料
 - 3 実施機関は、前2項の規定により案を公表するときは、併せて政策等の案の概要に対する意見の提出期間、提出方法及び提出先を明示するものとする。
 - 4 実施機関は政策等の案又は資料が大量である等の理由のため第1項の規定によることが困難であると認めた場合は、公表しようとする内容全体の入手又は閲覧の方法を明示したうえで、内容の一部を省略し公表することができる。
 - 5 実施機関は、政策等の案及び第2項各号に掲げる資料を公表する前に、次に掲げる事項を広報誌若しくは市ホームページへの掲載又は市民情報コーナーへ掲示のいずれかの方法により、当該募集手続の実施を予告するものとする。
 - (1) 政策等の案の名称
 - (2) 政策等の案に対する意見等の提出期間

(3) 政策等の案等の入手方法

【考え方】

- 1 公表は、最終的な意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、実施するものとします。公表の手段は、次に掲げる方法のとおりです。
 - (1) 政策等の案の担当課での閲覧又は配付
 - (2) 市民情報コーナーでの閲覧又は配付
 - (3) 小矢部市のホームページへの掲載
 - (4) その他実施機関が必要と認める方法
- 2 市民が施策等の案に対して積極的に意見を提出できるようにするため、市民が判断できる必要かつじゅうぶんな量のわかりやすい資料を用意するよう、できる限り努めます。
- 3 意見の提出先及び問い合わせ先は、担当課となります。
- 4 第4項において、案等が相当量であるときは、当該案等を入手する場合に当たって、実費に相当する額を負担していただく場合もあります。
- 5 実施機関は、政策等の案を公表する際、当該手続き実施の予告を広報誌への掲載、市ホームページへの掲載、市民情報コーナーへの掲示のいずれかの方法等により行い、積極的な周知に努めるものとする。なお、緊急でやむを得ない場合には、当該手続き実施の予告と公表開始日を同日とすることがあります。

(意見の提出期間)

第6条 実施機関は、市民等から政策等の案に対する意見等を募集するときは、政策等の案の概要の公表の日から、原則として30日以上意見等の提出期間を定めるものとする。ただし、やむを得ず、30日の期間を設けることができない場合は、当該期間を短縮することができる。

【考え方】

- 1 意見等の提出の期間は30日以上を原則とします。緊急のためこの期間をどうしても確保できないときは、市民が意見等を提出するために必要な時間を十分確保したうえで、政策等の意思決定までの検討スケジュールやその政策の重要性等を考慮し、適宜定めることができることとします。

(意見等の提出方法)

第7条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

- 2 実施機関は、原則として、意見等を提出する市民等に対し、住所、氏名等を明記するよう求めるものとする。

【考え方】

- 1 意見の提出方法については、意見を明確に把握し、この手続きが十分に効果を上げることができるよう、記録が可能な方法とします。
- 2 氏名等又は名称、住所等連絡先の明記を意見の受付条件にしていますが、これは、意見等の内容を確認する必要が生じた時に連絡が取れるようにするものです。意見提出者の氏名等は、原則として公表しないものとする。実施機関が氏名等を公表する旨を明示した場合においても本人又は法人等から氏名等の公表を希望しない旨の意思表示があった場合は、公表しないものとする。なお、個人情報については、小矢部市個人情報保護条例に基づいて適切に扱います。

（意思決定に当たっての考慮等）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を十分に考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見及び意見に対する市の考え方並びに政策等の案を修正したときのその修正の内容を公表するものとする。
- 3 前項に定める公表は、市ホームページへの掲載その他実施機関が必要と認める方法により行うものとする。

【考え方】

- 1 市は、提出された意見等につて、政策等の趣旨・目的に照らし合わせて十分検討したうえで判断します。
- 2 本制度は、いわゆる住民投票ではないため、単に政策等の素案の賛否のみの表明に係る意見に対しては、市の考えを示さない場合があります。また、意見を求めている政策等の案に関連のないものについても、市の考えを提示しない場合があります。
- 3 類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務の効率性から、意見を集約するなど整理・工夫をして公表します。
- 4 意見等は公表が原則ですが、個人又は法人等の権利利益を害する情報等のような、公表することが不適当な情報が含まれていると判断された事項については、その全部又は一部を公表しないことがあります。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(適用除外)

- 2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱を適用しない。